

20 大基評第 237 号
2021(令和3)年3月24日

神戸市外国語大学
学長 指 昭 博 殿

公益財団法人 大学基準協会
会長 永田恭介



「改善報告書」の検討結果について（通知）

拝啓 春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本協会の事業推進のため、種々ご協力を賜り、深謝申し上げます。

標記に関し、貴大学からご提出いただきました「改善報告書」につきまして、大学評価委員会及び理事会において慎重に審議を行い、別紙のとおり検討結果をとりまとめましたので、ここに通知申し上げます。

この検討結果を貴大学の一層の改善・向上にご活用くださるよう、お願ひいたします。

敬 具

【同封資料】

「改善報告書検討結果（神戸市外国語大学）」

※評価の過程を通じ、追加で根拠資料の提出があった場合には、当該資料について
「[3] 各指摘事項に対する改善状況」の「改善状況を示す具体的な根拠・データ等」
に追記しております。

以 上

＜改善報告書検討結果（神戸市外国語大学）＞

[1] 概評

2016（平成28）年度の本協会による大学評価において、貴大学に対して、努力課題として7項目の改善報告を求めた。これを受け、貴大学では、「教育研究評議会」を中心に検討を行い、各学部・研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる。ただし、以下に示す改善が不十分な事項については、更なる対応を求める。

1年間に履修登録できる単位数の上限設定（努力課題No.4）について、外国語学部では49単位とし、卒業論文についても例外科目から除外したものの、卒業要件に参入することができる課程科目の単位を単位数上限の算定対象としていないことから、単位制の趣旨に照らして改善が望まれる。

また、学生の受け入れ（努力課題No.7）について、大学評価時に提言の対象となった学部・学科については改善が認められるものの、大学評価時に提言の対象ではなかった国際関係学科の収容定員に対する在籍学生数比率が高くなっているため、改善が望まれる。

以上の事項について、引き続き改善に取り組むとともに、貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、不断の改善・向上に取り組むことを期待したい。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

[3] 各指摘事項に対する改善状況

1. 努力課題について

No.	種別	内 容
1	基準項目	1. 理念・目標
	指摘事項	外国語学研究科において、大学院の目的は定められているものの、課程ごとの目的が大学院学則又はこれに準ずる規則等に明記されていないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	「公立大学法人神戸市外国語大学大学院学則」第1条に大学院全体としての目標を定めているものの、修士課程、博士課程それぞれの教育目標が学則及び規程で定められていなかった。
	評価後の改善状況	修士課程、博士課程の教育目標を定めた「大学院教育目標（資料1-1-1）」を大学院運営部会で検討

	<p>作成し、2017年7月26日付け教育研究評議会で承認された（資料1・1・3）。</p> <p>同教育目標については、本学ホームページ、大学院入学案内へ掲載し周知を図っている。</p> <p>また、2017年8月1日付け「公立大学法人神戸市外国語大学大学院学則（資料1・1・2）」を改正し、第2条（研究科及び課程）に修士課程、博士課程それぞれの教育目標を明記した。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1・1・1 大学院教育目標 1・1・2 公立大学法人神戸市外国語大学大学院学則 1・1・3 2017年度第6回教育研究評議会議事録・資料 追加資料1・1・1 本学HP (URL: http://www.kobe-cufs.ac.jp/graduate/guide/daigakuin_rinen.html) 追加資料1・1・2 大学院入学案内（抜粋）</p>

No.	種別	内容
2	基準項目	3. 教員・教員組織
	指摘事項	外国語学研究科において、大学院担当教員の選考に関する資格審査基準が定められていないので、研究科の質保証の観点から改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学院担当教員の選考について、求められる資格及び審査の手続き等が規程等に明文化されていなかった。
	評価後の改善状況	大学院運営部会において内容を検討し、作成した「研究科担当教員資格及び審査に関する規程（資料1・2・1）」が2019年2月13日付け教育研究協議会にて承認（資料1・2・2）された。 制定された同規定は、2019年4月1日付で施行し、修士課程、博士課程を担当するにあたり求められる資格及び、資格審査の主体、手続き等について明文化した。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<p>1・2・1 研究科担当教員資格及び審査に関する規定 1・2・2 2018年度第12回教育研究評議会議事録・資料</p>

No.	種 別	内 容
3	基準項目	<p>4. 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針</p>
	指摘事項	外国語学研究科修士課程及び博士課程における教育課程の編成・実施方針は、教育内容・方法に関する基本的な考えが示されていないため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学院カリキュラム・ポリシーに関して、専攻ごとの教育内容について記載をしているが、教育課程編成の基本方針に関する記述がされていない状況であった。
	評価後の改善状況	<p>大学院運営部会でカリキュラム・ポリシーの改定について検討を行い、作成された案が 2017 年 7 月 26 日付け教育研究評議会において承認（資料 1-1-3）された。</p> <p>改定後の「大学院カリキュラム・ポリシー（資料 1-3-1）」において博士課程及び修士課程それぞれについて教育課程の編成に関する基本方針を明記した。</p> <p>なお、改定後のカリキュラム・ポリシーについては、本学ホームページへ掲載し周知を行っている。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 1-3-1 大学院カリキュラム・ポリシー	

No.	種 別	内 容
4	基準項目	<p>4. 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法</p>
	指摘事項	外国語学部では 1 年間に履修登録できる単位数の上限が 50 単位と高いため、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。
	評価当時の状況	履修登録単位数の上限については 2012 年度に、58 単位から 50 単位へ引き下げを行ったものの、

	未だ 50 単位を超えており、また卒業論文(8 単位)が上限算定の例外科目(50 単位に含まない)となっていた。
評価後の改善状況	<p>履修登録単位数の上限引き下げに関して、カリキュラム部会において検討のうえ、作成された「履修登録単位の上限に関する規程(資料 1-4-1)」の改定案が 2019 年 2 月 13 日付け教育研究評議会で承認(資料 1-2-2)された。</p> <p>改定後の同規程は、2019 年 4 月 1 日付けで施行し、履修登録単位数の上限を 50 単位から 49 単位へ変更し、卒業論文についても例外科目から除外し上限算定に含まれることとした。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-4-1 履修登録単位の上限に関する規定</p> <p>追加資料 1-4-2 履修の手引き(抜粋)</p> <p>追加資料 1-4-3 課程科目の卒業必要単位への算入について(補足)</p>	

No.	種 別	内 容
5	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	外国語学研究科において、学位論文審査基準が修士課程「論文コース」と博士課程で共通の基準となっているため、課程ごとに定め、「学生便覧」などに明記するよう改善が望まれる。また、修士課程「課題研究コース」では、課題研究の審査基準が定められていないため、あわせて改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>修士課程論文コース、博士課程の論文審査にあたっては、学位論文審査基準に定める「1.研究成果が優れた学術的意義、新規性、先進性、独創性などを有している」、「2.研究分野に関する学界に対し優れた貢献をするものである」、「3.先行研究の取扱いなど学術研究における倫理性が保たれている」の共通する基準により、論文審査を行うこととしていた。</p> <p>また、修士課程の課題研究コースについては、学</p>

	位授与方針に基づき審査を行っていた。
評価後の改善状況	<p>大学院運営部会で「学位論文審査基準」の改定について検討のうえ、作成された改定案が 2017 年 7 月 26 日付け教育研究評議会で承認(資料 1・1・3)された。</p> <p>改定後の「学位論文審査基準(資料 1・5・1)」では、「修士論文」、「課題研究」、「博士論文」のそれぞれについて審査基準を分けて記載することとした。</p> <p>なお、この基準については本学ホームページ、大学院入学案内、学生便覧へ掲載し周知を行っている。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	<p>1・5・1 学位論文審査基準 1・5・2 学生便覧(抜粋)</p>

No.	種 別	内 容
6	基準項目	5. 学生の受け入れ
	指摘事項	外国語学研究科では、学生の受け入れ方針が課程ごとに定められていないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学院アドミッション・ポリシーで定める学生の受け入れ方針が、専攻ごとに作成されているのみで、課程ごとの記述がない構造となっていた。
	評価後の改善状況	<p>大学院運営部会でアドミッションポリシーについて検討のうえ、作成された改定案が 2017 年 7 月 26 日付け教育研究評議会にて承認(資料 1・1・3)された。</p> <p>改定後の大学院アドミッション・ポリシー(資料 1・6・1)では、課程ごとに学生の受け入れ方針を明記することとした。</p> <p>なお、改定後の同ポリシーについては、本学ホームページ及び、大学院入学案内へ記載し周知を行っている。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		1・6・1 大学院アドミッション・ポリシー

No.	種 別	内 容
7	基準項目 指摘事項	<p>5. 学生の受け入れ</p> <p>収容定員に対する在籍学生数比率について、外国語学部が 1.25 同ロシア学科が 1.26、同中国学科が 1.27、同イスパニア学科が 1.25 と高く、外国语学部第 2 部英米学科が 1.36 と高いので改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>受診前年度にあたる 2015 年度において、5 つの学科の収容定員に対する在籍学生数比率が努力基準である 1.25 以上であった。</p>
	評価後の改善状況	<p>収容定員に対する在籍学生数比率の改善への取り組みについては、入学者数の決定にあたり十分に考慮するとともに、2016 年度以降は編入学試験を取りやめているところである。その結果、2020 年度に関しては外国语学部、外国语学部第 2 部とともに収容定員に対する在籍学生数比率は、1.25 を下回っており、1.25 を超えた学科は国際関係学科のみ（1.27）と改善に向かっていると考えている。</p> <p>収容定員に対する在籍学生比率が高くなっている理由として、本学では約 7 割の学生が 4 年在籍中に留学を経験しており、休学を伴っての留学生数も毎年度 200 名程度と相当数に上るため、結果として収容定員に対する在籍学生比率が高くなっている。この背景には学生のニーズ（海外で勉強したい分野）が多様で、あえて休学による留学を選ぶ学生が多くいる点が挙げられる。文部科学省の調査（2014 年度）では、休学者に占める留学生の割合は全国平均で 15% 程度となっているが、本学では休学者中、留学を目的とする学生が 70% 以上（2016 年度—2020 年度の 5 年平均）を占めており、本学における休学留学生の多さを示している。</p> <p>また、ある学生が復学すると、次の学年の学生が休学して留学するということが繰り返されてい</p>

	<p>る。</p> <p>上述した本学の休学留学状況を踏まえると、毎年度相当数の学生が休学して留学を行っていることから、教員体制や施設・設備などの学修環境の観点から不十分、不適切な状況を引き起こす実質的な在籍者数過剰は生じていないと考えている。この点に関して、収容定員に対する在籍者から休学者を差し引いた在学学生数比率をみると、2016年度—2020年度の5年間で1.25を上回る学科はなく（最大で1.19）、在学する学生数は適正に管理されていると考えている。</p> <p>加えて、休学して留学を行う場合には、休学期間の学費を全額免除しており、収容定員に対する在籍学生比率の高さが経営上のプラスとはなっていない点を補足する。</p> <p>以上の点を踏まえ、本学としては、休学による留学を重要な学びとして捉えつつ、適正な定員充足率の実現について引き続き取り組んでまいりたい。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-7-1 学部・学科の在籍学生数の推移</p> <p>1-7-2 学部・学科の在籍学生数(休学者を除く) の推移</p> <p>1-7-3 学部・学科の休学者数と休学理由の推移</p>

以 上

